

広島県告示第十三号

平成三十年広島県告示第十四号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本文中「〇・九四〇三七九六七一七四二二」を「〇・九三八五四九八一六八七六七」に改める。